

令和 4 年 12 月

しんきん電子記録債権サービス
(でんさいサービス) をご利用のお客様へ

空知信用金庫

でんさいサービスの機能改善と 業務規程等の一部改正のお知らせ

いつも空知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、でんさいサービスを運営する株式会社全銀電子債権ネットワークでは、下記のとおり、令和 5 年 1 月 10 日から 2 つの機能改善を行いますので、お知らせします。

また、これに伴い、株式会社全銀電子債権ネットワークの業務規程および業務規程細則が別添のとおり改正となりますので、あわせてお知らせします。

記

1. 機能改善の内容

(1) 債権金額の下限の引下げ

「でんさい」の債権金額の下限が 1 万円から 1 円となり、少額の「でんさい」の発生記録や譲渡記録が可能となります。

(2) 記録請求の制限期間の短縮

「でんさい」の発生記録および譲渡記録は、遅くとも支払期日の 7 営業日前までに行う必要がありましたが、支払期日の 3 営業日前まで発生記録(※)・譲渡記録が可能となります。

※制限期間の短縮は債務者請求方式に限ります。

2. 業務規程および業務規程細則の改正内容

新旧対照表および改正後の業務規程、業務規程細則は別添の案内を参照願います。

以上

ご不明な点はお取引店へお問い合わせください。

